

4月1日
施行

野焼きなど不適切な焼却は行わない、簡易焼却炉の使用自粛、
大型焼却炉の排出ガスに含まれるダイオキシン類の目標値を設定

執行部提案(全国初)による

ダイオキシン類排出抑制条例を制定

ダイオキシン対策の推進は、緊急かつ重要な課題となっております。市では平成9年度より検討委員会を発足させ、排出抑制対策の検討および具現化を図っています。さらに、ダイオキシン類の排出抑制をより積極的に推進するため、検討委員会からの報告およびその議論や市議会環境対策特別委員会からの提言などを踏まえ、執行部の提案による、狭山市ダイオキシン類の排出の抑制に関する条例を制定し、4月1日から施行します。

この条例は、不適切な焼却を行わないことや、簡易焼却炉の使用自粛、大型焼却炉の排出ガスに含まれるダイオキシン類の目標値を定め、ダイオキシン問題の大幅な改善を図ることを目的としていますので、市民・事業者皆さんの協力をお願いします。

● 条例の目的

廃棄物の焼却に伴い発生するダイオキシン類の排出を抑制することにより、大気・土壌などの汚染を防止し、市民の健康を守るとともに、生活環境の保全を図ることを目的としています。

● 市、事業者および市民の責務
市の責務

市は、国・県および他の地方公共団体と連携を図り、ダイオキシン類の排出抑制に関する施策を推進します。また、市民および事業者に対し、ダイオキシン類抑制に関する意識の啓発と知識の普及を図ります。

● 事業者および市民の責務

事業者および市民は、市が実施するダイオキシン類の排出抑制に関する施策に協力することとしています。また、廃棄物の分別および再資源化を推進し、焼却により処理する廃棄物の減量を図ることとしています。

● 簡易焼却炉の使用自粛

焼却能力が1時間当たり30kg未満の焼却炉の使用自粛と、野焼きなどの不適切な焼却を行わないことを定めています。

.....
以上のとおり、狭山市ダイオキシン類の排出の抑制に関する条例の

焼却炉の排出ガスに含まれる
ダイオキシン類の目標値

市や事業者が持つ大型焼却炉の排出ガスに含まれるダイオキシン類について下記の表のとおり目標値が定められました。

市の廃棄物焼却施設の目標値

(平成14年12月1日以降)

廃棄物焼却施設の名称	ダイオキシン類の目標値
狭山市第一環境センター	1 ng - TEQ/ m ³ N以下
狭山市第二環境センター	0.5 ng - TEQ/ m ³ N以下

大型焼却炉の規模と目標値

(平成14年12月1日以降)

大型焼却炉の規模	ダイオキシン類の目標値
焼却能力が1時間当たり200kg以上2,000kg未満	5 ng - TEQ/ m ³ N以下
焼却能力が1時間当たり2,000kg以上4,000kg未満	1 ng - TEQ/ m ³ N以下
焼却能力が1時間当たり4,000kg以上	0.1 ng - TEQ/ m ³ N以下

ng (ナノグラム) = 10億分の1グラム

概要を紹介しました。詳細についてはダイオキシン対策チームにお問い合わせください。

問い合わせダイオキシン対策チームへ内線3651